

利用規則・宿泊約款

ご利用規則

当館の公共性と安全性を確保する為、当館をご利用のお客様には宿泊約款 第9条にもつぎ下記の規則をお守りくださるようお願いいたします。

この規則で定められた事項をお守り頂けないときは、宿泊約款 第6条により宿泊の継続をおことわりさせていただくことがあります。

(記)

- ご到着後、非常口を必ずお確かめ下さい。
- 客室内では火災の原因となるような熱を発生する器具等はご使用にならないで下さい。
- 次のような物は、他のお客様の迷惑となるおそれがございますので持ち込みをご遠慮ください。
 - ペット類。(盲導犬、聴導犬、介助犬は除く)
 - 悪臭を発生するもの。
 - 常職的な大きさや、量を超える物品。
 - 火薬や揮発油など発火性または引火性が有るもの。
 - 法律により所持を許可されていない銃砲、刀剣、薬物類。
- 公園内は全面禁煙につき、火気などは持ち込まないでください。
- 高声放歌や喧嘩など、他のお客様に嫌悪感を与えたり、迷惑をかける行為はなさないで下さい。
- 滞在中の現金、貴重品類はご自分の責任で管理して下さい。万一、客室内での紛失・盗難事故等が発生した場合、当館では一切の責任を負いかねます。各客室及びロッジに備え付けの金庫をご利用下さい。外出時又は入浴時等、客室及びロッジのカギは当館窓口にお預け下さい。
- 不可抗力以外の理由により建造物、備品、物品等を破損もしくは紛失された場合は、相当額の弁償を頂く場合がございます。
- 賭博その他公序良俗を乱す行為はなさないで下さい。お忘れ物、落し物の保管期間は、特に指定のない限り発見日より1ヶ月(食品は3日)とさせていただきます。なお、所有者が判明したときは、当館は当該所有者に連絡をするものとします。
- チェックイン:和室 ロッジとも午後4時から
チェックアウト:午前10時まで
お風呂利用時間:午後4時から午後10時30分まで
門限(宿泊施設):午後11時(ふるさと館前)の駐車場を閉門します。
※外出される場合は、ふるさと館窓口まで連絡をお願いします。

宿泊約款

適用範囲

- 第1条 当館が宿泊者との間で締結する宿泊契約及びそれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または、一般的に確立された慣習によるものとします。
- 第2条 当館が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じた時は、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

宿泊契約の申し込み

第2条 当館に宿泊契約の申し込みをしようとする方は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- ①宿泊者名、利用人数
- ②宿泊日、到着予定時間
- ③宿泊者の氏名、年齢、性別及び住所、連絡先電話番号
- ④その他、当館が必要と認める事項

宿泊契約の成立

第3条 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾しなかったことを証明したときは、その限りでは有りません。

宿泊契約締結の拒否

第4条 当館は次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じない事が有ります。

- ①宿泊の申込みが、この約款によらない場合
- ②満室により客室の余裕がない場合
- ③宿泊しようとする者が、宿泊に関し法令の規定、公序良俗に反する恐れが有ると認められた場合
- ④宿泊しようとする者が、伝染病で有ると明らかに認められた場合
- ⑤宿泊しようとする者が当館もしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行ない、または合理的な範囲を超える負担を請求した場合
- ⑥天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができない場合

⑦宿泊しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体その他の関係者その他反社会勢力(以下「暴力団等反社会勢力」という。)である場合

⑧宿泊しようとする者が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である場合

⑨宿泊しようとする者が法人でその役員のうち暴力団員に該当する者がある場合

⑩宿泊しようとする者が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をした場合

⑪滋賀県旅館の衛生措置の基準等に関する条例第7条の規定する場合に該当する場合

宿泊客の契約解除

第5条 宿泊者は当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当館は、宿泊者がその責めに帰すべき事由により宿泊約款の全部または一部を解除した場合は第15条のキャンセル料規定により取消料を申し受けます。

3. 当館は宿泊客が連絡なしで宿泊日当日の午後8時(予め到着時間を明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理する事が有ります。

当館の契約解除権

第6条 宿泊者が次にかかげる事由に該当する場合は、宿泊契約を解除する事が有ります。

- ①法令の規定、公序良俗に反する行為をするおそれが有ると認められた場合
- ②伝染病で有ると明らかに認められた場合
- ③当館もしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行ない、または合理的な範囲を超える負担を請求した場合
- ④天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができない場合
- ⑤泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼす恐れが有る場合
- ⑥他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をした場合
- ⑦暴力団等反社会勢力である場合
- ⑧暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である場合
- ⑨法人でその役員のうち暴力団に該当する者のあるものである場合

宿泊の登録

第7条 宿泊客は、宿泊日当日に当館窓口において次の事項を登録して頂きます。

- ①宿泊者の氏名、年齢、性別及び住所
- ②外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地、入国年月日
- ③出発日及び出発予定時間
- ④その他、当館が必要と認める事項

客室の利用料金と時間

第8条 客室の宿泊利用は、宿泊営業日の午後4時から翌日の午前10時までです。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日、及び出発日を除き終日使用することができます。宿泊利用は1泊泊まりで、ふるさと館は1名、ロッジは1棟につき、次に掲げる宿泊料金を申し受けます。

ふるさと館1人1泊1室あたり(かっこ内割引適用時)	
高校生以上:4,370円(3,930円)	
小中学生:2,900円(2,610円)	
追加寝具代:1,500円	

ロッジ1棟1泊あたり(定員4名)	
17,220円	
追加寝具代(1棟1組まで):1,500円	

※県内在住もしくは通勤・通学者、65歳以上、障がい者のいずれかに該当する方はかっこ内割引料金を適用いたします。ロッジは割引適用外となります。※割引の適用を受ける際には、県内在住者もしくは通勤・通学者は確認できるものを、65歳以上の方は年齢が分かる公的証明書を、障がい者の方は障がい者手帳をそれぞれご提示ください。※小学生未満のお子様については、寝具が不要の場合、料金がかかります。(寝具が必要な場合は、追加寝具代を申し受けます。)

ふるさと館宿泊団体貸切プランでのご利用の場合は、下記の内容でご利用頂けます。

人数 定員 23名様までなら何名様からでもご利用いただけます。(5人用和室:2部屋、4人用和室:1部屋、3人用和室:3部屋)※定員を超えてのご利用はできません。
貸切料金 72,360円
※65歳以上・障がい者・小中学生は10名以上で、5,000円割引。(県内割引なし)
利用時間 チェックイン 16時 チェックアウト 10時
※すでに他の方のご予約を承っている日については、貸切の利用はできません。
※団体でのご利用であっても予約時に団体貸切プランでの宿泊をお申し出頂かなかった場合は、通常の宿泊予約扱い

となり、他のお客様のご予約も受けます。※貸切利用頂けるのは、宿泊用和室の部分のみです。お風呂や食事スペースは、ロッジ宿泊者と共有となります。

※キャンセルの場合は、規定のキャンセル料を頂戴します。
2. ふるさと館客室の休憩利用は、休憩営業日の午前11時から午後3時までです。休憩利用は1回当たり1名につき、次に掲げる付帯料金を申し受けます。ただし、寝具を利用する場合は、別途宿泊料金の追加寝具代がかかります。
ふるさと館1人2時間1室当たり(かっこ内県内割引)

高校生以上:570円(510円)	
65歳以上または障がい者:510円(280円)	
小中学生:340円(300円)	
小中学生障がい者:300円(170円)	

※65歳以上の方は年齢が分かる公的な証明書、障がい者の方は障がい者手帳を提示した場合に、割引を適用いたします。県内に住所がある、または通勤・通学している方は、それが確認できるものを提示した場合に、県内割引を適用いたします。

利用規則の遵守

第9条 宿泊客は、当館内においては当館が定める利用規則を遵守して頂きます。

営業時間

第10条 当館の主な施設等の営業時間は次の通りです。
①門限(宿泊者) 午後11時(予め申し出が有る場合は除きます)

②浴場利用時間 午後4時から午後10時30分

料金の支払

第11条 料金の支払いは通貨により宿泊者が、宿泊当日の受付の際にお支払い下さい。なお、通貨以外のお支払方法はお取扱い致しかねます。※クレジットカードの取り扱いを行なっておりません。
2. 宿泊者が客室の使用を開始したのちに任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

当館の責任

第12条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又は、それらの不履行により宿泊者に損害を与えたときは、その損害を補償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、その限りでは有りません。

駐車場の責任

第13条 宿泊者が当館の駐車場をご利用になる場合、当館は一切責任を負いかねます。当館は場所をお貸しするものであって車両の管理を負うものではありません。

宿泊者の責任

第14条 宿泊者の故意又は過失により当館が損害を被った時は、当該宿泊者は当館に対してその賠償をして頂きます。

キャンセル料

第15条 宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約を解除した場合、下記に掲げるキャンセル料を申し受けます。宿泊者人数やロッジの棟数が減った場合にも、減少分をキャンセルとみなし、同様のキャンセル料がかかります。

不泊	……宿泊料金の100%
当日	……宿泊料金の80%
前日	……宿泊料金の50%
3日前	……宿泊料金の20%
4日前	……宿泊料金の0%

寄託物の取り扱い

第16条 宿泊者が当館窓口にて預けた物品は滅失損壊等の損害が生じたときは、それが不可抗力で有る場合を除き、当館は、その損害を賠償します。なお、現金並びに貴重品は当館窓口で預かりできません。

2. 宿泊客が、当館に持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品で、当館窓口で預けなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、損壊等の損害が生じた時は、当館はその損害を賠償します。ただし、宿泊客から予め種類及び価格の明告のなかったものについては、5万円を限度として当館はその損害を賠償します。

宿泊客の荷物携帯品の保管

第17条 宿泊者の手荷物、宿泊に先だって当館に到着した場合、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、当館窓口においてチェックイン時にお渡します。ただし、現金並びに貴重品はお預かりできません。
2. 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合で所有者が判明したときは、当館は当該所有者に連絡をするものとします。所有者が判明しない場合は利用規則、第9条の規定により処理させていただきます。

近江富士花緑公園

指定管理者
近江富士花緑公園 ゆうゆうパートナーズ